平成２３年（フ）第４５０号
奈良県大和高田市大字大中86番地の６
破産者　株式会社サクシード
１　決定年月日　平成24年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
福岡県久留米市天神町34番地の１
破産者　クラタ石油販売株式会社
１　決定年月日　平成24年４月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１５６６号
千葉市緑区おゆみ野中央６丁目18番地１　メゾンベールおゆみ野Ｃ―202号
破産者　前田　竜子
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５８４号
千葉県市原市平田54番地の１
破産者　三枝　昌雄
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６０１号
千葉市稲毛区緑町１丁目４番12号
破産者　江　　芳宋
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１６号
千葉市若葉区みつわ台２丁目30番10号　パークハイムＡ―205号
破産者　清須　賢治
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２７４号
千葉県成田市並木町145番地７　ロイヤルレジデンスＢ棟106号
破産者　松本　敏行
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４４４号
千葉県成田市中台６丁目８番地６
破産者　有限会社フードリーム・キャスト
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４０７号
福井市成和１丁目1501番地
破産者　有限会社なんぶ
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
福井県吉田郡永平寺町松岡室第28号22番地８
破産者　有限会社へしこ屋本舗
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３３号
名古屋市天白区植田山４丁目1109番地
破産者　有限会社サンスタジオ
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０１０号
名古屋市千種区豊年町14番20号
破産者　有限会社酒井電機製作所
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０５９号
名古屋市中川区西中島１丁目705番地
破産者　株式会社名紘製作所
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１７４号
名古屋市熱田区川並町２番22号
破産者　合資会社マル本山本商店
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１１６号
名古屋市中川区中花町184番地
破産者　有限会社一光堂
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９７号
大阪府泉南郡熊取町小谷南３丁目９番21号
破産者　川崎鉄工株式会社
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１１４１号
最後の住所地神戸市東灘区西岡本７丁目３番10号
破産者　亡近畿総合鑑定こと　保田敏道相続財産
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４４３号
神戸市灘区灘南通５丁目１番23―104号
破産者　有限会社川端商運
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６４号
奈良県生駒郡三郷町勢野西３丁目２番35号
破産者　株式会社ダイケイ商事
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１０７号
松江市東出雲町出雲郷771番地
破産者　株式会社八雲
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６５号
青森市大字平新田字森越104番地の１
破産者　かねせい斎藤建築株式会社
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７９９号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字根堀坂120番地５
破産者　有限会社エクステリア工業
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１３６９号
東京都町田市三輪町1776番地13
破産者　河西　貴志
１　決定年月日　平成24年４月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部